総務常任委員会資料

企画経営部　市税収納室

議案第 56 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

資料１　宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の概要

１　宝塚市市税条例の一部改正

（１）市民税　【令和３年１月１日施行】

①子どもの貧困に対応するための個人市民税の非課税措置

児童扶養手当の支給を受けている(※１)児童の父又は母のうち、現に(※２)婚姻をしていない者又は(※２)配偶者の生死の明らかでない者で、前年の合計所得金額が１３５万円以下であるひとり親に対し、個人市民税を非課税とする措置を講ずる。

(※１)父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が４８万円以下であるもの。

(※２)婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

（市税条例第２５条関係）

②住宅ローン控除の個人住民税における控除期間の延長　【公布の日施行】

消費税率２％引上げに着目し、令和元年１０月１日から令和２年１２月３１日までの間に居住の用に供した場合、現行の個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の控除期間を現行の１０年間から１３年間に延長し、３年間で消費税増税分にあたる建物購入価格の２％（２/３％×３年間）の範囲で減税を行うため、控除期間の最終年度を令和１３年度から令和１５年度に延長する。

個人市民税における住宅ローン控除の期間延長（参考）

現行の住宅ローン減税 ローン残高（最大4000万円）の1%を控除（最大40万円）										控除期間を3年間延長 消費税率2%引上の負担に着目し、建物購入価格の2%（2/3%×3年間）の範囲で減税 ⇩		
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目

※　１１年目から１３年目の控除額は、建物購入価格の２/３％とローン残高の１％のいずれか安い方

※　この控除は、所得税で控除しきれなかった部分を、一定額の範囲内で住民税から控除するもので、税収減少分は全額国費で補填される。

（市税条例附則第６条の３の２関係）

（２）軽自動車税

①環境性能割の税率の特例　　【令和元年１０月１日施行】

消費税率引上げに伴う対応として、令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの間に自家用軽自動車を取得した場合、環境性能割の税率を１％軽減する。なお、この措置による税収減少分は、全額国費で補填される。

軽自動車税環境性能割の税率（自家用車）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr>
<tr><th>現行</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td colspan="2">電気自動車等（※１）</td><td rowspan="3">非課税</td><td rowspan="3">非課税</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガソリン・ハイブリッド車（※２）</td><td>令和2年度燃費基準＋10%達成車</td></tr>
<tr><td>令和2年度燃費基準達成車</td><td>1%</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の車</td><td>2%</td><td>1%</td></tr>
</table>

（※１）電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車をいう。

（※２）ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年度排出ガス基準75%低減達成車に限る。

（市税条例附則第２９条の１０及び第２９条の１８関係）

②種別割に係るグリーン化特例（軽課）の見直し

【令和元年１０月１日より順次施行】

ア　種別割に係るグリーン化特例において、令和２年度及び令和３年度分については現行の措置を延長する。

(ｱ)　取得期間：平成３１年４月１日～令和２年３月３１日
　　軽課年度：令和２年度

(ｲ)　取得期間：令和２年４月１日～令和３年３月３１日
　　軽課年度：令和３年度

イ　令和４年度及び令和５年度分については電気自動車等に限定する見直しを行い、令和３年４月１日から令和５年３月３１日に初回新規登録等を受けた自家用自動車について適用する。

(ｱ)　取得期間：令和３年４月１日～令和４年３月３１日取得
　　軽課年度：令和４年度

(ｲ)　取得期間：令和４年４月１日～令和５年３月３１日取得
　　軽課年度：令和５年度

（改正前）

区　　分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車（平成３０年排出ガス基準適合又は平成２１年排出ガス基準＋NOｘ１０％低減達成	７５％軽減
令和２年度燃費基準＋３０％達成車	５０％軽減
令和２年度燃費基準＋１０％達成車	２５％軽減

※電気自動車等を除き、平成３０年度排出ガス基準５０％低減達成車又は平成１７年度排出ガス基準７５％低減達成車に限る。

⇩

（改正後）

区　　分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車（平成３０年排出ガス基準適合又は平成２１年排出ガス基準＋NOｘ１０％低減達成）	７５％軽減
令和２年度燃費基準＋３０％達成車	軽減なし
令和２年度燃費基準＋１０％達成車	軽減なし

（市税条例附則第１５条）

（３）その他、地方税法の改正に伴う所要の整備

２　宝塚市市税条例の一部を改正する条例の一部改正

（１）宝塚市市税条例の一部を改正する条例（平成３０年条例第２４号）の一部改正

【公布の日施行】

大規模法人（資本金１億円超の法人等）の法人の市民税の確定申告等の提出については、電子申告の方法（eLTAX）によらなければならないとする規定に、特例として、電気通信回線の故障や災害等により電子申告が困難な場合において、市長の承認を受けたとき又は税務署長から書面による提出の承認を受けたとき等は、申告書等を書面にて提出することができるとの規定を新たに加える。

（２）宝塚市市税条例の一部を改正する条例（平成３１年条例第２号）の一部改正

軽自動車税の種別割に係る地方税法の規定に合わせ整備　　【公布の日施行】